

平泉町プレミアム付商品券10月1日より販売します

消費税率引き上げによる所得の少ない人や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、「平泉町プレミアム付商品券」を販売します。

非課税者分に該当する可能性がある人で申請をされた人と子育て世帯の世帯主には、9月下旬以降にプレミアム付商品券購入引換券を簡易書留で随時送付します。

平泉郵便局または長島郵便局で、購入引換券と運転免許証や保険証などの本人確認書類を提示し、現金で

購入してください。

家族や代理人の購入も可能です。同居の家族以外の場合は、委任状が必要となります。

またDV被害や震災により現在の居住地に住民票を移していない人や確定申告をしていない人には交付申請書が届かない場合がありますのでご相談ください。

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562 (内線191)

野外焼却は禁止されています

野外焼却は、廃棄物の処理および清掃に関する法律や県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例において、次の例外規定を除き禁止されています。

《例外で認められている焼却》

- ①法令に基づく焼却(伝染病家畜、小さい虫被害伐採木などの焼却)
- ②風俗慣習上の行事のための焼却(火祭り、どんと焼きなど)
- ③農林漁業のためのやむを得ない焼却(草、木の葉、枝、もみ、がら、わらなどの焼却)
- ④学校教育などのための焼却(キャンプファイヤーなど)
- ⑤落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却(落ち葉、一時的に出される)

少量のせんでい枝、空き地の刈り取った草木の焼却)

※①～⑤であっても廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却は認められておりません。

しかし、野外焼却禁止の例外規定とされる行為であっても、焼却による煙や臭いで苦情が寄せられる場合があります。その場合には野外焼却行為者へ配慮をお願いしたり、指導を行うこととなりますので、やむを得ず例外規定とされる野外焼却を行う場合には、周辺住民へ迷惑が掛からないようご配慮をお願いします。

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

令和2年度新入学児童就学時健康診断を実施します

令和2年春の小学校入学に備え、新1年生になる児童を対象に健康診断を行います。保護者には9月下旬にお知らせを送る予定です。

児童の健康状態を把握し、安心して学校生活を送るために必要な健康診断ですので、お知らせに記載された日時に必ず受診してください。

■日程

10月～11月
※詳しい日程については、9月下旬に発送するお知らせをお待ちください。

■対象者

平成25年4月2日から26年4月1日生まれの人

伐採には届け出が必要

森林は所有している人の財産であるばかりでなく、水源の養成や地球温暖化防止などの役割を果たすなど、地域社会にとって重要な資源でもあります。森林を適切に維持管理するために、伐採届出の提出が法律で定められています。また平成29年4月1日から、伐採後・造林完了後の森林状況について、市町村長に報告することが義務付けられました。

■森林を自分で伐採するとき

森林所有者が、伐採する前(90日～30日前まで)に森林の所在する市町

■検査項目

内科検診、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査、言語検査、知能検査

■その他

▽10月になっても就学時健康診断通知書が届かない場合はご連絡ください。

▽検査項目によって、保護者または代理の人の付き添いが必要となります。

▽健康診断に当たって特別に配慮を希望される場合は事前にご連絡ください。

■問い合わせ先

教育委員会 ☎46-5576

村長に伐採届出書を提出

■業者に伐採を依頼(販売)するとき

森林所有者と伐採業者との連名で、伐採する前(90日～30日前まで)に森林の所在する市町村長に伐採届出書を提出

■造林が完了したときは

森林所有者と造林業者との連名で、造林した後(完了後30日以内)に森林の所在する市町村長に森林状況報告書を出し

■問い合わせ先

農林振興課 ☎46-5564

第65回平泉町敬老会を開催します

町では、多年にわたって社会に貢献してきた人たちに感謝し、その長寿を祝い、敬老の意を表することを目的に敬老会を開催します。

今年の招待者は、昭和15年4月1日以前生まれの人1093人(男性356人、女性737人、8月22日現在)です。

会場にはテーブル、いすを設置しています。皆さんのご来場をお待ちしています。

■日時

9月15日(日) 午前11時～

■場所

平泉中学校体育館

■主催

平泉町

■協賛

町社会福祉協議会

町民生児童委員協議会

町地域婦人団体協議会

町区長会

■協力

平泉地区婦人会

長島地区婦人会

■問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

生活支援アシスタント(介護助手)を養成します

高齢者のボランティア活動を推進するため、介護保険施設などでボランティア(有償を含む)として、ベッドメイキングなどの軽作業に従事する、生活支援アシスタントを養成します。

生活支援アシスタントになるためには、養成研修を受けることが必要であり、講座と実技により、介護保険施設などで働くために必要な知識を学ぶことができます。

高齢者の身体に直接触れる、身体介護は行いません。

■日時と場所

研修は3日間です。次のいずれかを受講してください。

《1回目》

9月25日(水)、27日(金)、30日(月)

《2回目》

10月23日(水)、25日(金)、28日(月)

午前9時30分～午後4時

ニチケアセンター一関(青葉二丁目7-26)

■定員

各20人

■費用

無料

■対象者

おおむね60歳以上の人

■申し込み方法

各研修の初回の1週間前までに申込書を保健センターへ提出してください。

■問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

景観阻害要因撤去等工事の一部を補助します

町屋外広告物条例に適合していない広告物を、撤去または改修する工事費用の一部を補助しています。

■対象工事費

30万円以上

■補助金額

対象工事費の50%に相当する額以内(千円未満切り捨て)

※上限額50万円

■申し込み・問い合わせ先

建設水道課 ☎46-5569

■その他

▽工事を着手する前に申請書類を提出してください。

▽対象となる工事内容や手続き方法などについてはお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ先

建設水道課 ☎46-5569

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

不妊治療費の助成を行っています

町では、一般不妊治療費および特定不妊治療費助成事業を実施しています。子どもを希望しているものの子どもに恵まれない夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を負担します。ただし第三者からの精子・卵子提供や代理母、代理懐胎は対象としません。

希望する人

※本人のみでの相談が困難な場合、家族など事情の分かる人の付き添いをお願いします。

■申込締切日

10月16日(水)まで

※完全予約制

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571